

平成 30 年 2 月 14 日

県創業資金「開業パワーアップ支援資金」の信用保証料率を「0」%に



国が創業支援に力を入れる中、静岡県と静岡県信用保証協会が協力して新たな起業の促進を目的に、県制度融資の創業資金「開業パワーアップ支援資金」の信用保証料率を**0%**とする新たな取組を開始します。

また、静岡県信用保証協会では、当制度の利用者に対し「創業支援チーム」が中心となって、協会のノウハウを活用した創業後のフォローアップを行う等、創業支援を行っていきます。

対象者	創業から1年未満かつ当協会の新規利用先
融資限度額 (1件あたりの上限)	1,000万円
事業期間	平成30年4月1日当協会保証受付分から適用します。 平成33年3月31日までの3年間の予定です。
信用保証料率(※)	0.00% (当協会と静岡県が保証料を半分ずつ負担します)
金融機関貸付金利	1.5%以内
負担軽減イメージ	信用保証料の負担がなくなり、1.5%以内の貸付金利だけで資金調達ができるようになります。 <p>保証料 金利 金利 1.5%以内 現行 新たな取組</p>

※信用保証料率は借入時のもの。お借入期間中に返済方法の変更を行った場合は、ご本人負担が発生する場合があります。